

CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース
2024/6/3 号 (No. 579)

【ジェトロ知的財産課からのお知らせ】

●海外における営業秘密漏えい対策支援事業

海外ビジネスを展開するにあたって、自社の経営や技術に関する情報を保護することは極めて重要です。

この度、ジェトロでは、実際に営業秘密の保護・管理体制の導入を図る日本企業の中国、タイ、ベトナム、インドネシア、インド、欧州一部の現地法人等を対象に、専門家によるコンサルテーションや社内研修を行う事業を実施します。

サービス内容は支援対象企業のニーズにあわせてオーダーメイドでご提供いたします。日本とは異なる商慣習や労務環境、司法保護状況に合わせて営業秘密の管理体制や保護措置を導入するためには、ぜひご利用ください。

事業の詳細、申請書は以下 URL よりご確認いただけます。

https://www.jetro.go.jp/services/ip_service_prevent.html

＜支援事業概要＞

支援期間：採択後から 2025 年 1 月 31 日（金）まで

利用時間上限：1 社あたり 23 時間

採択企業数：中国、タイ、ベトナム、インドネシア、インド、欧州一部で計 18 件程度

費用：無料

*実際に対策を導入するための社内措置等の費用は自社負担となります。

*今年度もオンラインでのご支援も可能でございます。

＜お問い合わせ先＞

ジェトロ知的財産課 泉、上原、河野、廣岡

Mail: CHIZAI@jetro.go.jp Tel: 03-3582-5198 Fax: 03-3585-7289

【ジェトロ香港事務所からのお知らせ】

この度、ジェトロ・香港事務所では、「CNIPA など 9 部門、知財権の保護強化に向けた実施計画を公表」と題する記事を作成しました。

本記事は、5 月 27 日に国家知識産権局 (CNIPA) など 9 部門が連名で公表した「知的財産権保護システム建設プロジェクト実施計画」の概要を紹介するものとなります。是非ご一読いただければ幸いです。

- 【香港発中国創新 IP 情報】CNIPA など 9 部門、知財権の保護強化に向けた実施計画を公表
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/pdf/report_20240528.pdf

★上記記事に関するお問い合わせ先

ジェトロ・香港事務所 知的財産部

Tel: +852-2501-7262、E-mail: hk_ip@jetro.go.jp

○ 法律・法規等

1. 四川省、知的財産権の促進と保護のための新条例を制定(中国保護知識産権網 2024 年 5 月 30 日)

○ 中央政府の動き

1. 国家知識産権局など 9 部門、知財保護体制構築プロジェクトの実施案を発表(中国保護知識産権網 2024 年 5 月 29 日)
2. 国家市場監督管理総局、ビジネス環境最適化の重点措置案で意見募集(国家市場監管総局 Wechat 公式アカウント 2024 年 5 月 29 日)
3. 中日韓首脳会合にて知的財産協力の 10 年ビジョンを発表(国家知識産権網 2024 年 5 月 28 日)
4. 中国、2025 年までに特許審査期間を 15 ヶ月に短縮(中国政府網 2024 年 5 月 27 日)
5. 中国が知的財産、遺伝資源および関連する伝統的知識に関する国際協定に調印(国家知識産権網 2024 年 5 月 24 日)

○ 地方政府の動き

【華東地域】

1. 安徽省、「2024 知的財産行政保護実施方案」を発布(国家知識産権網 2024 年 5 月 23 日)

【華南地域】

2. 深セン市、営業秘密保護の地方標準設定に向けたシンポジウムを開催(国家市場監管総局公式サイト 2024 年 5 月 28 日)

【その他地域】

3. 新疆 4 部門、海外における知財紛争対応指導を共同推進(国家知識産権網 2024 年 5 月 23 日)

○ 司法関連の動き

1. 全国 554 の法院で知的財産権裁判の「三合一」を実施(中国保護知識産権網 2024 年 5 月 30 日)
2. 北京知識産権法院と国家知識産権局商標局、知的財産権協同保護に向け協議(中国保護知識産権網 2024 年 5 月 24 日)
3. 長江デルタ 9 市区の検察機関、知的財産権保護に向けた地域間協力を強化(中国保護知識産権網 2024 年 5 月 24 日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

【中央政府】

1. 国家級知財保護センターが 71 力所 1~4 月に 3.5 万件の権利保護案件を受理(中国保護知識産権網 2024 年 5 月 30 日)
2. 国家知識産権局、知的財産信用体系の構築を強化 違反者 279 名をブラックリストに(中国保護知識産権網 2024 年 5 月 30 日)

【華北地域】

3. 北京市大興区、知的財産権侵害対策ガイドラインを公表(北京市検察院公式サイト 2024 年 5 月 26 日)

○ 多国籍企業のイノベーションと知財動向

1. BMW、上海市の知的財産権保護を称賛 — 更なる中国市場への投資拡大を表明(中国保護知識産権網 2024 年 5 月 30 日)

○ 中国企業のイノベーションと知財動向

1. 武漢市の企業、特許登録で急増 — 企業主導のイノベーションが進展(国家知識産権戦略網 2024 年 5 月 20 日)

○ 統計関連

1. 中国の SF 産業の総収入が初めて 1000 億元の大台を突破(中国知識産権資訊網 2024 年 5 月 29 日)

○ その他知財関連

1. 杭州で知的財産司法国際シンポジウムが開催(最高人民法院公式サイト 2024 年 5 月 30 日)
2. 中国と EU、ブリュッセルで「地理的表示ラウンドテーブル」を開催(中国保護知識産権網 2024 年 5 月 24 日)

●ニュース本文

※注意：以下の記事リンクは、中国国外からアクセスできないサイトも含みます。

○ 法律・法規等

★★★1. 四川省、知的財産権の促進と保護のための新条例を制定★★★

四川省人民代表大会常務委員会は 5 月 29 日、四川省のイノベーションの活性化を支援し、新たな質の生産力を育成するための「四川省知的財産権促進及び保護条例」を承認した。この条例は、知的財産権の促進・活用、行政及び司法による保護、社会共同ガバナンス、及び管理サービスの提供に關

して、具体的な規定を設けることにより、地域の革新的発展を法的にサポートする。

この新条例は、特にイノベーションを奨励し、知的財産権の移転と活用を促進する点に重点を置いている。具体的には、知的財産権の移転と転化を活性化させ、データ知的財産権の登録制度を含む新たな措置を明確に規定している。これにより、地域の経済発展とイノベーションの促進が期待される。

さらに、四川省の文化的・歴史的特性を生かし、特定分野における知的財産権の保護を強化している。特に老舗企業、文化観光、伝統的な薬材などの保護に焦点を当て、これらの分野の発展を促進することで、四川省の文化建設、観光促進、漢方薬の発展に貢献する。

(出典：中国保護知識産権網 2024年5月30日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/sc/202405/1986034.html>

○ 中央政府の動き

★★★1. 国家知識産権局など9部門、知財保護体制構築プロジェクトの実施案を発表★★★

中国国家知識産権局などの9部門はこのほど、「知的財産保護体制構築プロジェクト実施方案」を策定し、公表した。

「実施方案」は、2027年までに知的財産権保護の基礎をさらに固め、大保護の枠組みを全面的に形成すること、2035年までに知的財産権保護体制と保護能力の現代化が基本的に実現されることを目指している。具体的には、政府が職務と職責を果たし、法執行部門が厳しく監視管理し、司法機関が公正に法を司り、経営主体が規範的に管理し、業界組織が自律・自治し、社会公衆が約束と法律を守る現代化知的財産権保護ガバナンス体制を形成することが明確に示されている。

このプロジェクトの実施により、知的財産権の保護が一層強化され、経済発展やイノベーションの推進にも寄与することが期待されている。

(出典：中国保護知識産権網 2024年5月29日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zy/bw/202405/1986004.html>

★★★2. 国家市場監督管理総局、ビジネス環境最適化の重点措置案で意見募集★★★

国家市場監督管理総局は、持続可能な市場化・法治化・国際化された一流のビジネス環境の構築を目指し、「市場監管部門によるビジネス環境の最適化に関する重点措置（2024年版）（意見募集稿）」を策定し、一般向け意見を募集している。

この「重点措置」は全10章、40項の具体的な対策から構成されている。知的財産権関連には、公共安全を脅かす行為や偽造品の製造・販売、公正な競争を破壊する行為を法律に基づいて厳重に取り締まるとしている。また、知的財産権の保護を強化し、知的財産権の法執行特別行動を展開することが掲げられている。さらに、刑事と行政の連携を強化し、故意に違法行為を行う者への取り締まりを強化する方針である。

意見の提出期限は2024年6月28日までである。意見は以下の方法で提出できる。

▽国家市場監督管理総局の公式サイト（www.samr.gov.cn）にアクセスし、「征集調査」コーナーでオンライン提出

▽電子メール djjxxc@samr.gov.cn
 ▽書簡 北京市海淀区馬甸東路 9 号 国家市場監督管理総局法規司（郵便番号：100088）
 (出典：国家市場監管総局 Wechat 公式アカウント 2024 年 5 月 29 日)
<https://mp.weixin.qq.com/s/8hFfcB5TVhi6nNAS6ch82A>

★★★3. 中日韓首脳会合にて知的財産協力の 10 年ビジョンを発表★★★

5 月 27 日、韓国のソウルで、第 9 回中日韓首脳会合が開催された。同日、3 首脳は、首脳会合の成果文書として、「中日韓知的財産協力の 10 年ビジョン」に関する共同声明を発表した。このビジョンは、知的財産分野での協力強化を図ることを目的としており、3 カ国の共通の取り組みを再確認している。

この 10 年ビジョンには、▽急速な技術変化に適応可能な知的財産制度の確立、▽特許情報の定期的な交換および共有情報の無料公開、▽3 国間の協力成果を他国や ASEAN などの地域協力機構と共有する「三か国+X 知的財産協力」の推進という、3 つの主要な方向性が盛り込まれている。

過去 20 年間に中日韓の 3 つの特許庁が受理した特許出願は全世界に占める割合が 40% から 60% 以上に増加。商標出願においても 20% から 50% 以上へと増加しており、これらのデータは、中日韓の知的財産機関が北東アジアだけでなく、世界的な技術進歩と経済成長の支えとなっている重要な役割を担っていることを示している。(出典：国家知識産権局 2024 年 5 月 28 日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/5/28/art_53_192746.html

★★★4. 中国、2025 年までに特許審査期間を 15 ヶ月に短縮★★★

中国国家知識産権局はこのほど、複数の関連機関と共同で「知的財産権保護システム構築プロジェクト実施方案」（以下、「実施方案」）を策定した。同局は、実施方案により、世界一流のビジネス環境を支える知的財産権保護制度の構築を進め、ハイレベルの科学技術の自立自強の実現を後押しし、経済の質の高い発展の推進を目的としている。

実施案は、知的財産権保護システムの構築を、全チェーン・全プロセス・全要素にわたる体系的なプロジェクトとして位置づけ、知的財産権保護政策・標準制度や、知的財産権法執行司法制度など 7 つの面で集中的に施策を展開することが示されている。

国家知識産権局の関係責任者によると、実施案が高品質の創造を重視し、審査能力が優れ、代理サービスが規範的で、イノベーターから高い評価を得る知的財産権の権利付与システムの構築を目指している。具体的な目標として、2025 年までに特許の審査期間を 15 ヶ月に短縮し、一般的な商標登録期間を 7 ヶ月に安定させること、さらには特許の審査結果の正確率を 95% 以上、商標審査のサンプリング合格率を 97% 以上にすることが掲げられた。

(出典：中国政府網 2024 年 5 月 27 日)

https://www.gov.cn/lianbo/bumen/202405/content_6953809.htm

★★★5. 中国が知的財産、遺伝資源および関連する伝統的知識に関する国際協定に調印★★★

5月13日から24までにスイスジュネーブで、「知的財産、遺伝資源および関連する伝統的知識に関する条約案」の締結に向けて開催された外交会議に、中国国家知識産権局（CNIPA）の盧鵬起副局長率いる中国政府代表団が出席し、協定に調印した。

中国政府代表団は、CNIPA、国家版権局、ジュネーブ国際機関中国政府代表部の関係者からなる。25年という長年の交渉を経て達成されたこの協定は、遺伝資源および関連する伝統的知識の特許出願における開示要件、制裁、救済などの内容が盛り込まれており、特許分野で各国間の遺伝資源および関連する伝統的知識の強制的な開示に関するメカニズムを確立し、調整したものとして、その保護の有効性、透明性および質の向上に寄与することが期待される。

(出典：国家知識産権網 2024年5月24日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/5/24/art_53_192649.html

○ 地方政府の動き

【華東地域】

★★★1. 安徽省、「2024 知的財産行政保護実施方案」を発布★★★

安徽省知識産権局が「2024年知的財産行政保護実施方案」を発布し、国家知識産権局の活動計画と安徽省の実情を踏まえて、通年の知的財産行政保護活動の具体的な施策、推進計画などを明確にした。

この実施方案は、行政保護の法治化レベルの向上、知的財産行政保護と管理の強化、重点分野における知財行政保護の強化、行政保護活動メカニズムの最適化という4つの側面から51の具体的な施策を打ち出した。また、3つの段階に分けて各任務を推進し、指導の強化や業務措置の詳細化、事件扱いの質とレベルの向上、裁判所や検察院との連携強化、普及啓発の強化などに取り組むよう求めている。

省知識産権局は今後、知的財産保護体制のさらなる整備と知的財産保護能力の向上を狙い、実施方案の徹底に取り組むこととしている。

(出典：国家知識産権網 2024年5月23日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/5/23/art_57_192627.html

【華南地域】

★★★2. 深セン市、営業秘密保護の地方標準設定に向けたシンポジウムを開催★★★

広東省深セン市の市場監督管理局がこのたび、営業秘密保護の管理規範とガイドラインを議論するためのシンポジウムを開催した。このシンポジウムには、行政、司法、研究開発、法律、知的財産権サービスなどの分野からの専門家が参加し、具体的な意見交換が行われた。

深セン市光明区市場監督管理局が主導する「科学研究機関営業秘密保護管理規範（討論稿）」と「企業などの営業秘密コンプライアンス管理ガイドライン（討論稿）」については、研究機関や企業が直面する営業秘密の管理課題に対処するためのものである。これらの文書は、営業秘密の内外部保護や制度整備、普及開発に関する具体的なアドバイスを提供する内容となっている。

市場監督管理局の責任者は、今回のシンポジウムを通じて得られた専門家の貴重な意見を反映し、二つの文書をさらに改善する方針であることを明らかにした。また、これらの規範とガイドラインの早期施行に向けて、積極的に取り組む予定であるとも述べている。

(出典：国家市場監管総局公式サイト 2024年5月28日)

https://www.samr.gov.cn/xw/df/art/2024/art_fa10aabe9175437f853cf0cee548d1f2.html

【その他地域】

★★★3. 新疆4部門、海外における知財紛争対応指導を共同推進★★★

5月21日、新疆ウイグル自治区の市場監督管理局（知識産権局）、商務庁、貿易促進委員会、ウルムチ税関は共同でシンポジウムを開催し、新疆企業の海外での知的財産権紛争対応能力の強化及び国家海外知的財産紛争対応指導新疆サブセンターの設立に向けた議論を行った。

シンポジウムでは、4部門の間で締結されている「海外知財保護活動の強化に関する協力覚書」に定められた協力事項について、活動の進捗状況の報告と経験の共有が行われた。また、新疆企業の知財保護の現状、権利侵害と権利保護の現状、問題点等について意見が交わされ、次の段階の活動計画が初步的に策定された。

4部門は今後、国の9部門が発布した「知的財産保護体制構築プロジェクト実施方案」に基づいて、覚書の協力事項を中心に、新疆の企業が国際市場で直面する知的財産権紛争に効果的に対応するための具体的な施策を検討し、その海外進出を積極的に支援していく方針である。

(出典：国家知識産権網 2024年5月23日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/5/23/art_57_192626.html

○ 司法関連の動き

★★★1. 全国554の法院で知的財産権裁判の「三合一」を実施★★★

2023年末時点で、中国全国の25の高級法院、242の中級法院、および287の基層法院が知的財産権に関わる民事、行政、刑事事件を一元的に管轄し審理する「三合一」制度を実施している。5月28日に北京で行われた記者会見で最高人民法院民事審判第三廷の副廷長、丁広宇氏が発表した。

丁氏によると、この改革により、全国の知的財産権民事事件の管轄権を持つ基層法院は558に増加。各中級法院管轄区域内には、少なくとも1つの基層人民法院が第一審の知的財産権民事、行政、刑事事件を集中的に管轄し統一的に審理する体制が確立されている。

「三合一」改革の結果、知的財産権裁判の質と効率が顕著に向上している。特に江蘇、浙江、安徽、江西などの地域では、知的財産権民事事件の上訴率が5%～6%、再審請求率が0.4%～0.7%に留まり、全国平均および同省の他の民事事件よりも低い数値を示している。

また、2023年には全国で319の事件に懲罰的損害賠償が適用され、前年比117%の増加を見せ、賠償金額は合計で11億6000万元に達し、前年の3.5倍になった。特に技術関連事件においては、平均して1件あたり約1241万元の賠償が行われ、侵害行為のコストが大幅に増加している。

(出典：中国保護知識産権網 2024年5月30日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/sfjg/rmfy/zgrmfy/202405/1986028.html>

★★★2. 北京知識産権法院と国家知識産権局商標局、知的財産権協同保護に向け協議★★★

北京知識産権法院と国家知識産権局商標局はこのほど、知的財産権の協同保護をテーマにした座談会を開催した。商標局の党委員会書記である陳丹氏が会議を主宰し、北京知識産権法院の院長である劉双玉氏が出席し、講演を行った。

座談会では、行政司法の裁判基準の統一を推進すること、新たな涉外送達メカニズムの実施、電子訴訟システムの継続的な最適化、双方の協議と連携作業メカニズムの改善、および関連訴訟案件の調整メカニズムの健全化などの議題について、踏み込んだ議論が行われた。多くの問題について共通の認識に達した。

今後、北京知識産権法院と商標局は、協同連携メカニズムの早期実現を共に推進し、良好なコミュニケーションを維持し続けることで、さらに協力を深め、より広範囲かつ深いレベルで共通の理解を形成し、行政司法機関間の交流を強化し、知的財産権の協同保護を強化することを目指していく。

(出典：中国保護知識産権網 2024年5月24日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zy/bw/202405/1985973.html>

★★★3. 長江デルタ9市区の検察機関、知的財産権保護に向けた地域間協力を強化★★★

5月22日、江蘇省蘇州市で「長江デルタG60科学技術イノベーション回廊」沿線の9市区の検察機関による業務推進会が開催された。この会議では、地域間の連携メカニズムを更に整備し、営業秘密侵害犯罪の審査に関するガイドラインの策定、行政と司法の協力メカニズムの確立を通じて、長江デルタG60科学技術イノベーション回廊の共同建設を推進する目的が打ち出された。

長江デルタG60イノベーション回廊には、上海市松江区、江蘇省蘇州市、浙江省の杭州市、湖州市、嘉興市、金華市、安徽省の合肥市、蕪湖市、宣城市の9都市・区が参加している。これら9市区は、G60高速道路や高速鉄道などの輸送ルートで結ばれており、地域を横断した科学技術の革新に共同で取り組んでいる。

会議では、9市区の検察機関が「知的財産権検察保護センターによる行政と司法の連携に関する地域間協力意見」と「知的財産権検察保護センターによる営業秘密侵害犯罪審査ガイドライン」に署名した。これにより、事件の管轄、手がかりの移送、知的財産権の重点分野における合同法執行、法律適用の統一を共同で推進し、地域全体の知的財産権の保護とイノベーションの促進を図ることとなる。

(出典：中国保護知識産権網 2024年5月24日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/sfjg/jcjg/dfjcg/202405/1985979.html>

○ ニセモノ、権利侵害問題

【中央政府】

★★★1. 国家級知財保護センターが 71 カ所 1~4 月に 3.5 万件の権利保護案件を受理★★★

中国全国で国家級の知的財産権保護センターが 71 カ所に、迅速権利保護センターが 42 カ所に達している。ほぼ全ての主要都市に知財保護センターが設立されている。5 月 28 日、中国国家知識産権局 (CNIPA) 知的財産権保護司の郭司長が説明した。

知的財産権保護センターと迅速権利保護センターは、イノベーターや経営主体に迅速な予備審査、権利確認、権利保護を一体化させたワンストップ式サービスを提供し、知的財産権の迅速な保護体制を支える重要な役割を果たしている。

今年 1~4 月に全国の保護センターで受理された権利保護関連案件は 3.5 万件に達し、特許などの予備審査申請の受理件数は 8.5 万件に達した。また、15 万以上の企業や研究機関が保護センターの届け出システムに登録し、サービス対象が一層拡大している。

(出典：中国保護知識産権網 2024 年 5 月 30 日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zy/bw/202405/1986044.html>

★★★2. 国家知識産権局、知的財産信用体系の構築を強化 違反者 279 名をブラックリストに★★★

国家知識産権局 (CNIPA) は 5 月 28 日の定例新聞発表会で、知的財産権の信用体系構築を進行中であることを発表した。知的財産保護司の司長、郭雯氏によると、これまでに 279 名の市場主体が重大な法律違反・信用喪失のために制裁を受け、信用ブラックリストに登録された。

国家知識産権局は「知的財産権信用管理規定」を制定し、知的財産分野の信用喪失行為に対して規範を設けた。また、「専利代理信用評価管理方法（試行）」を発行し、商標代理信用評価管理の試験運用を開始するなど、知的財産サービス業における信用監督を強化している。

さらに、信用を失った主体が改善行動を行い、重大な違法・信用喪失名簿に登録されてから 1 年が経過した場合には、信用修復を支援する措置が講じられている。これまでに 11 の市場主体が信用を回復し、正常なビジネス活動を再開しているとのことである。

(出典：中国保護知識産権網 2024 年 5 月 30 日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zy/bw/202405/1986027.html>

【華北地域】

★★★3. 北京市大興区、知的財産権侵害対策ガイドラインを公表★★★

北京市大興区人民検察院はこのほど、公安局大興支局、大興区市場監督管理局、大興区文化・観光局、大興区タバコ専売局と共同で、「知的財産権侵害違法犯罪の共同取り締まり・管理に関する活動のガイドライン」を作成し、公表した。この「ガイドライン」は、北京のビジネス環境の持続的な最適化を目的としている。

「ガイドライン」では、常態化した連絡作業メカニズム、情報共有メカニズム、電子商取引分野における重点手がかりの調査メカニズム、地域間協力による知的財産権侵害への対策メカニズムなど、

9つの協力メカニズムを確立することが明確にされた。さらに、ビッグデータを活用することで、知的財産権の全チェーン保護の能力を高め、市民の知的財産権尊重と保護意識を強化することが目指されている。

この取り組みにより、知的財産権の全方位的な保護が進み、大興区の地域経済の健全な成長に寄与することが期待されている。

(出典：北京市検察院公式サイト 2024年5月26日)

https://www.bjjc.gov.cn/c/bjoweb/jcdt1/72614.jhtml?zh_choose=n

○ 多国籍企業のイノベーションと知財動向

★★★1. BMW、上海市の知的財産権保護を称賛 — 更なる中国市場への投資拡大を表明★★★

5月27日、BMW中国のカーステン・ラマース法務部長一行が上海知識産権局を訪れ、同局の余晨副局長と会談を行った。ラマース氏はこの席で、BMWの中国での業務展開と発展状況を紹介し、上海市知識産権局が最近摘発した偽ロールスロイスのクラシックカー改造事件について触れ、局の知的財産保護への取り組みとその成果を高く評価した。さらに、ラマース氏は上海市における法治の高水準が同社の中国市場への信頼を強化しており、将来的には上海を含む中国市場での投資をさらに拡大する意向があると表明した。

これに対し、余副局長は上海での知的財産権保護政策と、いくつかの典型的な商標権侵害事件の摘発状況について説明。また、BMWの上海および中国経済への貢献に対する感謝の意を示し、引き続き良好な知的財産権保護環境と発展の基盤を整備することで、グローバル企業の上海での投資を支援していく方針を強調した。

(出典：中国保護知識産権網 2024年5月30日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/sh/202405/1986029.html>

○ 中国企業のイノベーションと知財動向

★★★1. 武漢市の企業、特許登録で急増 — 企業主導のイノベーションが進展★★★

湖北省・武漢市で昨年に登録された2万2751件の特許のうち、企業による登録が1万3957件と全体の61.35%を占め、企業主導の特許登録が6割を超えるのは初のことである。この数値は、企業がイノベーションの主力としてますます顕著な役割を担っていることを示している。

特許登録の増加は、武漢市の産業構造の最適化と技術レベルの向上に大きく寄与しており、特に新たな質の生産力の発展において重要な役割を果たしている。特許の配置と産業の配置が一致していることが、この地域での技術革新と産業発展の連携を示している。

さらに、武漢市の高価値特許の数も大幅に増加している。昨年末の時点で、人口1万人当たりの高価値特許保有件数は34.56件に達し、前年末から23.03%増加した。これは全国平均の11.8件と比較して約3倍の高い水準であり、地域の研究開発能力とイノベーションの質の高さを示している。

(出典：国家知識産権戦略網 2024年5月20日)

<http://www.nipso.cn/onewsn.asp?id=55204>

○ 統計関連

★★★1. 中国の SF 産業の総収入が初めて 1000 億元の大台を突破★★★

近年、中国の SF 産業は急速に発展している。「2024 年中国 SF 産業報告」によると、昨年、中国の SF 産業の総収入は 1132.9 億元に達し、初めて 1000 億元の大台を突破した。

注目すべきは、ますます多くの中国産 SF 作品が「海外進出」を果たしており、国際的な認知と人気を獲得している点である。映画「三体」や「流転の地球 2」など、多数の中国産 SF 作品が海外で高い評価を受け、国際的な視聴者や読者に受け入れられている。「中国の SF 作品は海外進出の歩みが加速しており、文化輸出の新たな名刺となっている」と、先日北京で開催された「2024 中国 SF 研究センタ一年会および成果発表会」において、中国科学普及研究所所長兼中国 SF 研究センター主任の王挺氏が会議で表明した。

しかし、この国際的な成功には挑戦も伴っている。高度な翻訳人材と専門的な著作権商社の不足が、「海外進出」の足かせになっていることも明らかにされており、これらの問題の解決が急務であると指摘されている。

2023 年の SF 産業の総収入は前年比で 29.1% 増と大幅な伸びを示しており、内訳は SF 読書産業が 4.3% 増の 31.7 億元、SF 映画・テレビ産業が 38.8% 増の 115.9 億元、SF ゲーム産業が 15.3% 増の 651.9 億元、SF 文化観光産業が 106.6% 増の 310.6 億元となっている。

中国 SF 産業の今後のさらなる発展と国際的な影響力の拡大に期待が集まる中、産業の持続可能な成長を支える体制の整備が急務である。

(出典：中国知識産権資訊網 2024 年 5 月 29 日)

http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=140110

○ その他知財関連

★★★1. 杭州で知的財産司法国際シンポジウムが開催★★★

5 月 29 日、最高人民法院と世界知的所有権機関（WIPO）が共催する知的財産司法国際シンポジウムが浙江省杭州市で開幕した。最高人民法院の陶凱元・副院長、WIPO のマルコ・アレマン事務局長補、浙江省高級人民法院の李占国院長が開幕式に出席した。

陶副院長は挨拶の中で、中国の裁判所の知財保護に関する方針、取り組みを説明した上で、WIPO や各国の司法関係者と手を携えて、WIPO 枠組み下のグローバル的な知的財産ガバナンスに積極的に参与し、交流と協力の強化、知的財産権保護活動の健全的な発展のために中国の知恵を貢献したいと語った。

WIPO の代表と欧州統一特許裁判所（UPC）、シンガポール、英国、韓国、マレーシア、オーストラリア、タイ、米国、中国の裁判官、法執行関係者、学者らがシンポジウムに参加した。

(出典：最高人民法院公式サイト 2024 年 5 月 30 日)

<https://www.court.gov.cn/zixun/xiangqing/433661.html>

★★★2. 中国と EU、ブリュッセルで「地理的表示ラウンドテーブル」を開催★★★

5月17日、ブリュッセルで「中国・欧州連合（EU）地理的表示（GI）ラウンドテーブル」が開催された。このフォーラムは、EUに駐在する中国使節団と欧州委員会の共催により行われ、地理的表示における中国・EU協力の強化、地理的表示製品の保護と貿易促進について議論された。

会議には欧州委員会、欧州連合知的財産庁（EUIPO）、世界知的所有権機関（WIPO）、国際地理的表示ネットワーク機関、中国欧州経済技術協力協会、欧州中国商会などの機関代表と、地理的表示関連の業界協会や企業の責任者、専門家約70名が参加した。

参加者は中国・EU地理的表示協定の重要性を高く評価し、地理的表示の法的地位、ブランド保護、社会的価値、消費者認識、持続可能性の発展などに関して深い議論を交わした。また、中国・EU地理的表示の協力メカニズムの改善、地理的表示製品の推進強化、保護と貿易の促進に関する具体的な提案がなされた。

このフォーラムは、中国・EUの地理的表示製品の保護と相互理解の向上、さらには経済的な交流拡大に向けた重要な一步であると位置づけられている。

（出典：中国保護知識産権網 2024年5月24日）

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zy/bw/202405/1985987.html>

【中国IPGのご紹介】

中国IPG（Intellectual Property Group in China、中国知的財産権問題研究グループ）は、在中日系企業・団体による、知財問題の解決に向けた取り組みを行うことを目的とした組織です。

主な活動には、年3回開催する予定の全体会合（メンバー間の情報交換や各種講演を実施）や、特定テーマについての検討を行う専門委員会、会員の所属業界における知的財産問題についての情報交換を行うWG等があります。その他、知財関連法令についての意見募集への対応等を行っています。

ご関心・ご参加をご希望の方は、下記までお問い合わせください。

★中国IPGウェブサイト：<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipg/>

★中国IPG事務局（ジェトロ・北京事務所 知的財産権部）

Tel: +86-10-6528-2781、E-mail: pcb-ip@jetro.go.jp

【配信停止】

配信停止を希望される場合は、下記のURLにアクセスの上で「Unsubscribe」ボタンを押して下さい。

https://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZAZ

【新規登録・配信先変更】

新規登録や配信先を変更したい場合は、以下のサイトよりEメールアドレスをご登録ください。

なお、従来のアドレスへの配信が不要な場合には、別途、上記の配信停止が必要になりますのでご注意ください。

https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/cn_beijing/mail.html

【バックナンバー】

過去に配信したメルマガについては、以下にてご覧いただけます（※更新頻度は四半期に一度程度となります）。

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipnews/archive.html>

【ご感想・お問い合わせ】

本ニュースレターに対するご感想・お問い合わせ等がございましたら下記までご連絡下さい。

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

TEL : +86-10-6528-2781

E-Mail : pcb-ip@jetro.go.jp

【著作権】

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。

本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

【免責】

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行ってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされているウェブサイトの利用を含みます。）により、不利益を被る事態が生じたとしてもジェトロはその責任を負いません。

【発行】

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved